

記入例

建設機械の保有状況一覧表

1/1 ページ

No.	対象機械名称	種別または規格	メーカー	型式/製造番号	保有の状況 (自社所有・リースの別)	契約期間 (リース契約の場合のみ)	検査実施年月日 又は検査有効期限
①	ショベル系掘削機	バックホウ	日立建機	ZX40U-2/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	令和5年7月20日
②	ブルドーザー	3.89トン	コマツ	D20A-8/5678	自社所有・リース	令和3年4月1日～令和8年3月31日	令和5年9月10日
③	トラクターショベル	1.3立方メートル		/91011	自社所有・リース	年月日～年月日	令和5年8月5日
④	モーターグレーダー	24.21トン		1213	自社所有・リース	年月日～年月日	令和5年11月25日
⑤	ダンプ車	貨物	三菱ふそう	QKG-FV50VX/1	リース	年月日～年月日	令和7年2月15日
⑥	高所作業車	9.9メートル	タダノ	AT-100S/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	令和5年6月15日
⑦	移動式クレーン	80トン	加藤製作所	KA-900/1819	リース	年月日～年月日	新
⑧					リース	年月日～年月日	
⑨					自社所有・リース	年月日～年月日	
⑩					自社所有・リース	年月日～年月日	
⑬					自社所有・リース	年月日～年月日	
⑭					自社所有・リース	年月日～年月日	
⑮					自社所有・リース	年月日～年月日	

令和5年1月申請分より、ダンプ車の「種別または規格」欄には、自動車検査証(自動車検査証記録事項)の用途欄に記載されている内容を記入してください。

ダンプ車は、自動車検査証(自動車検査証記録事項)に記載されている車台番号を記入。

リース契約にあつては、審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の契約期間を有すること。

移動式クレーンは刻印番号を記入。

【評価対象となる建設機械】
 ①ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
 ②ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)
 ③トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
 ④モーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)
 ⑤ダンプ車:土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(自動車検査証記録事項)(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの。
 ⑥移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上のもの)
 ⑦作業床の高さが2メートル以上の高所作業車
 ⑧締固め用機械
 ⑨解体用機械
 のうちいずれか。

令和5年1月申請分より、ダンプ車については、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(自動車検査証記録事項)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであれば可となりました。なお、自動車検査証(自動車検査証記録事項)に「土砂禁」と記載があるなど、土砂等を運搬する貨物自動車でない場合は不可となります。

記載要領5の①～④及び⑦～⑨については、検査年月日が審査基準日以前1年以内のもの、⑤及び⑥については、審査基準日が有効期限内のもの。新車の場合は「新」を記載すること。

前回と同じ機械の場合は、○を付けること。

上記のとおり、審査基準日において、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有しています。

令和6年4月30日

審査基準日以降の日を記載。

商号又は名称、代表者名を記載。

申請者 三重県組株式会社 代表取締役 三重県 花子

記載要領

- 1 この様式には、評価対象となる建設機械のみを記載すること。
- 2 項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。但し、15台を超える場合については、うち15台分のみ確認します。また複数ページにわたる場合、ページ数も記入すること。
- 3 売買契約書(もしくはリース契約書)や特定自主検査記録表などの確認書類の右上余白に上記記載に対応するNo. を記載し、その写しを添付すること。
- 4 前回認められた機械について、自己所有及びリース契約で内容に変更のない場合は、「No. 」に○を付け、契約書類は省略すること。
- 5 「対象機械名称」欄は、①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤ダンプ車、⑥移動式クレーン、⑦高所作業車、⑧締固め用機械及び⑨解体用機械の別を記載すること。
- 6 「種別または規格」欄について
 - ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨を記載。(例:バックホウ)
 - ②「ブルドーザー」にあつては、自重を記載。(例:3. 5トン)
 - ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量を記載。(例:0. 5立方メートル)
 - ④「モーターグレーダー」にあつては、自重を記載。(例:20トン)
 - ⑤「ダンプ車」にあつては、自動車検査証の用途欄に記載されている内容を記載。(例:貨物)
 - ⑥「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重を記載。(例:10トン)
 - ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さを記載。(例:2メートル)
 - ⑧「締固め用機械」にあつては、締固め巾を記載。(例:2100mm)
 - ⑨「解体用機械」にあつては、機体質量を記載。(例:3トン)
- 7 「型式／製造番号」欄には、特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号(ダンプ車は自動車検査証(自動車検査証記録事項)に記載されている車台番号、移動式クレーンは刻印番号)を記載すること。
- 8 「保有の状況」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲む。
- 9 「検査実施年月日又は検査有効期限」欄は、上記5の①～④及び⑦～⑨については、特定自主検査記録表の検査年月日を、⑤については自動車検査証の有効期間満了日を、⑥については移動式クレーン検査証の有効期間末日を記入すること。新車の場合は「○新」を記載すること。
- 10「申請者」欄は、最終ページに商号名称、代表者名を記入し、提出すること。